【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	平成29年6月26日
【会社名】	株式会社ストライダーズ
【英訳名】	Striders Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　早川　良一
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋五丁目13番５号
【電話番号】	０３（５７７７）１８９１
【事務連絡者氏名】	常務取締役　兼　CFO　若原　義之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋五丁目13番５号
【電話番号】	０３（５７７７）１８９１
【事務連絡者氏名】	常務取締役　兼　CFO　若原　義之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成29年６月22日開催の当社第53期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年６月22日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

会社法第448条第１項の規定により、資本準備金268,010,000円のうち、173,267,919円を減少させ、その他資本剰余金に振り替え、会社法452条の規定により、その他資本剰余金173,267,919円を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損を解消するものであります。

第２号議案　株式併合の件

平成29年10月１日を効力発生日として普通株式について10株を１株の割合で併合するものであります。

第３号議案　定款一部変更の件

会社法第165条第２項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得を可能とするため、定款第６条に自己株式の取得の規定を新設し、現行定款第６条以下を１条ずつ繰り下げるものであります。

第２号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第５条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第６条を変更するものであります。

第４号議案　取締役５名選任の件

取締役として、早川良一、若原義之、宮村幸一、早川良太郎、鈴木泰の５名を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第１号議案	39,985	644	－	（注）１	可決（97.5%）
第２号議案	39,795	834	－	（注）２	可決（97.1%）
第３号議案	39,803	826	－	（注）２	可決（97.1%）
第４号議案					
早川　良一	39,697	931	－	（注）３	可決（96.8%）
若原　義之	39,741	887	－		可決（96.9%）
宮村　幸一	39,783	845	－		可決（97.0%）
早川　良太郎	39,741	887	－		可決（96.9%）
鈴木　泰	39,781	847	－		可決（97.0%）

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。

３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び本総会に出席した株主のうち議案への賛成、反対及び棄権について確認できた一部の株主の行使分により、すべての議案は可決要件をみたしたことから、上記確認ができた株主を除く本総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数は加算しておりません。

なお、賛成割合につきましては、当該株主総会までの事前行使分の議決権数及び当該株主総会当日出席の株主全員の議決権数を分母に加算して計算しております。また、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

以　上